

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 30 日

二本松市長 新 野 洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東和地域全域（全地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 5 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	28 経営体
集落営農（任意組織）	3 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

東和地域以外にも優良農地があれば借りる意欲がある農業者もいることから、地域内の農地に限らず、ある程度のエリアの貸出情報を活用する。

原則として、農業をリタイアする方や経営を転換する方は、農地中間管理機構に貸し出しを行う。

また、地域集積協力金の制度を広くアピールして、まとまった農地が効率的に流動するようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体は、地域農業の担い手として、農地の集積等により経営規模の拡充を、また、それ以外の農業者にあっては経営を維持し伝統的な農業や加工技術等を次世代に引き継ぐ活動に取り組んでいく。

なお、地域農業全体の維持発展のためには、今以上に日本型直接支払制度等を利用して、共同で地域活動に取り組んでいく。